

第 2 2 期第 3 8 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和 6 年12月 6 日（金）15時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182－217）

次 第

1 開 会

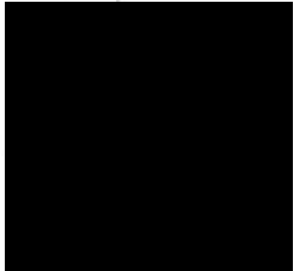
2 議 題

- （1） あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問） P2 ～ P4
- （2） いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問） P5 ～ P11
- （3） 特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定について（諮問） P12 ～ P14
- （4） 共同漁業権漁場外（小川島新北沖・馬渡島沖・小川島北東沖）
における砂利採取の認可について（協議） P15～ P45
- （5） その他

水産第 3609 号
令和6年(2024 年)12 月2日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



あなごかご漁業(神集島地区特認)許可方針(案)について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当:水産課漁業調整担当 川崎
電話:0952-25-7145

あなごかご漁業（神集島地区特認）許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

あなごかご漁業（神集島地区特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1 隻

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

下記の①②に示す海域

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和7年2月1日から令和7年4月30日

第3 申請すべき期間

公示した日から令和7年1月10日まで

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。
ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者
- (2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- (3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- (4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者
- (5) (1)～(4)に該当しない者

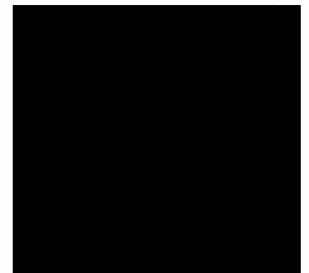
第5 条件

- (1) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (2) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (3) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第 3601 号
令和 6 年（2024 年）12 月 2 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



いかかご漁業特認許可方針について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 川崎
電話：0952-25-7145

いかかご漁業特認許可方針（案）

第 1 制限措置

（１）漁業種類

いかかご漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

4 隻以内

（３）船舶の総トン数

制限なし

（４）推進機関の馬力数

制限なし

（５）操業区域

佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線
以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域

（６）漁業時期

2 月 1 日から 4 月 3 0 日まで

（７）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号以下「規則」という。）第 1 0 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第 2 許可の有効期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日まで

第 3 申請すべき期間

公示した日から令和 7 年 1 月 1 0 日まで

第 4 許可の基準

第 1 (7) に定める資格を有し、第 1 (1) に定める漁業を営もうとする者。ただし、第 1 (2) に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の 4 月 3 0 日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする
- (2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする 2 親等以内の親族に限る
- (3) (1) に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- (4) (1) ～ (3) に該当しない者で、規則第 4 条第 1 項第 6 号、第 8 号から第 1 4 号まで又は第 1 7 号のいずれかの漁業許可を有する者
- (5) (1) ～ (4) に該当しない者

第 5 条件

- (1) 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、①以外の海域で操業してはならない
- ① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
 - ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩
 - イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点
 - ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点
 - エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を

結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

(2) 唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

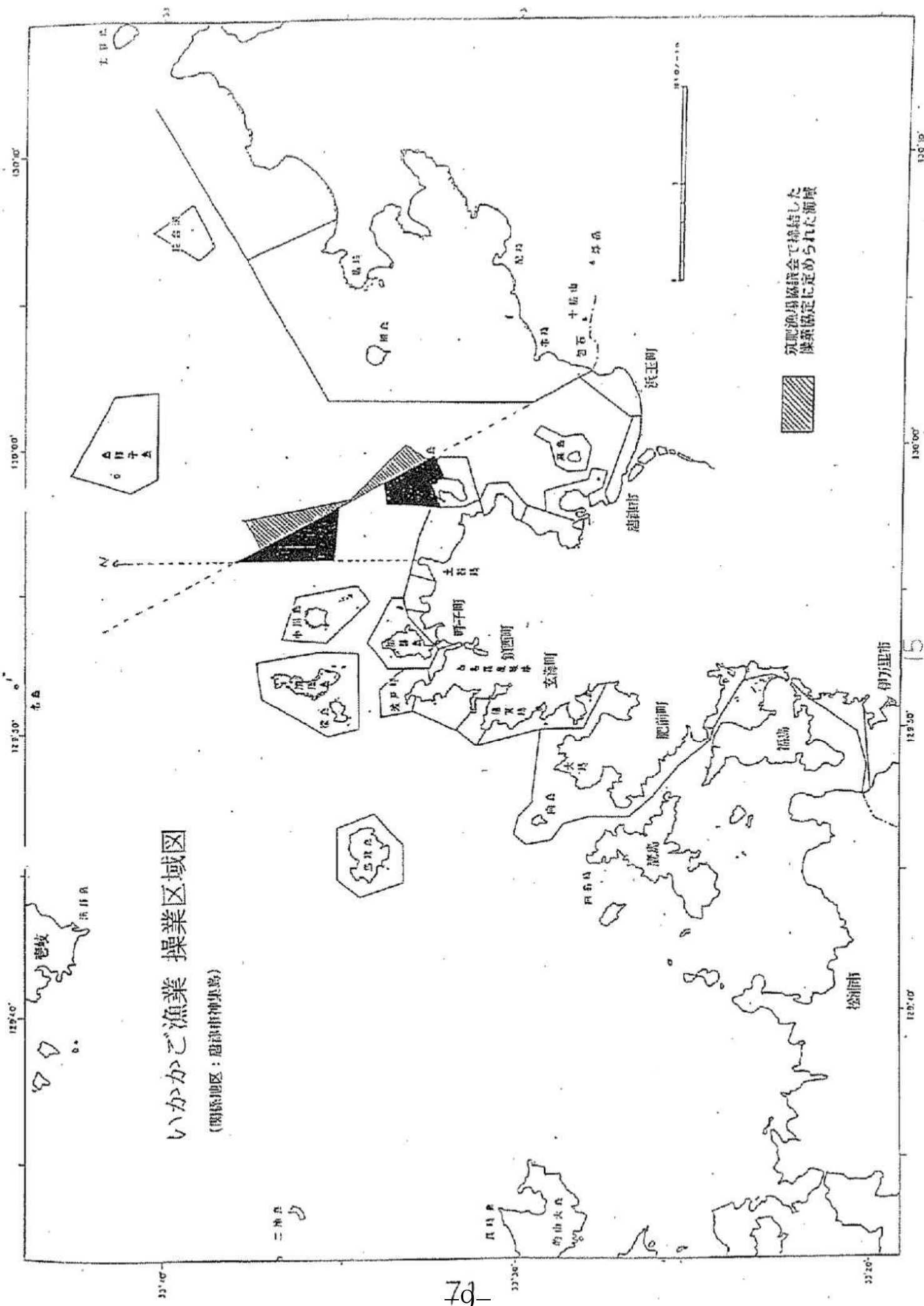
イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(3) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない

(4) かご漬数は、120個以内とする

(5) 漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない



いかかご漁業 作業区域図

(関係地区：和歌山市神集島)

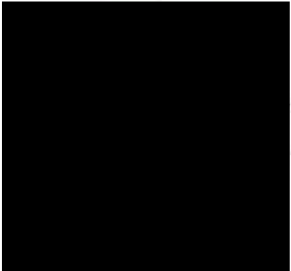
和歌山県漁業協会で締結した
操業協定に定められた海域

水 産 第 3 3 1 9 号

令和6年(2024)年11月14日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口



特定水産資源に係る令和7管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当: 農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤、江頭)

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

第4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
50,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県かたくちいわし漁業	50,000 トンの内数

第5 うるめいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
46,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県うるめいわし漁業	46,000 トンの内数

第6 まだい日本海西部・東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
5,900 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まだい漁業	5,900 トンの内数

水 産 第 3622 号
令和6年(2024年)12月2日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 岸 和 正 様

佐賀県農林水産部
水産課長 横尾 一夫

共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について(照会)

唐津市東大島町2番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 旦雄から申請の共同漁業権漁場外(小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖)における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

ついては、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和6年12月13日(金)までに回答してください。

記

1 申請区域

(1)	小川島新北沖	採取面積	1,438,368 平方メートル
		採 取 量	700,000 立方メートル
(2)	馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
		採 取 量	100,000 立方メートル
(3)	小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
		採 取 量	200,000 立方メートル

2 採取期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

(担当：漁業調整担当)

河第 1 3 3 3 号の 4
令和 6 年 1 1 月 2 8 日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 6 条の規定により、下記の砂利採取業者から、別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無、認可に際しての注意事項等がありましたら、令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）までに回答願います。

記

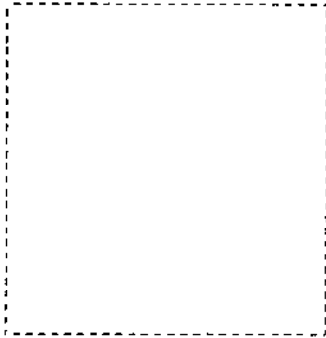
1 申請者

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| （1）住 所 | 唐津市東大島町 2 番地 |
| （2）氏名又は名称
（法人は代表者） | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三浦 且雄 |
| （3）登録年月日 | 昭和 4 9 年 1 2 月 2 7 日 |
| （4）登録番号 | 佐賀第 7 5 号 |

2 申請地

- | | |
|--------------|--|
| （1）所在地・面積 | 唐津市呼子町 小川島新北沖
1, 4 3 8, 3 6 8 平方メートル
（詳細別添・採取地位置図参照） |
| （2）新規・継続申請の別 | 継続 |

（担当）管理担当 山下（内線 2689）



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和6年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 旦
その代表者の氏名
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

☒ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を及ぼす目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町小川島沖

7キロメートル（小川島新北沖）

面積

1,438,368 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 70万 立方メートル

3 採取の期間

令和7年 1月 1日から令和7年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1回／日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3 メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建 設 業 者	砂 利 販 売 業 者	生コンクリート業者	自 家 消 費	そ の 他
佐賀県内		700,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採 取 船 名	船 舶 番 号	船 籍 港	総 ト ン 数	用 途	船 所 有 者	乗 員	費 務 主 任 者	積 載 量	1 日 採 取 量	年間採取量	ハ ン ケ ャ ッ ト	ポンプ能力
げ ん か い	第138502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9 名	菊 池 健 哉	2,997㎡	1 回	280,000㎡	8.5㎡	2 6 吋
バ ー ジ げ ん か い	ハ16050002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船								
第 七 げ ん か い	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9 名	室 田 勲 司	2,981㎡	1 回	250,000㎡	7 ㎡	2 6 吋
バ ー ジ 第 七 げ ん か い	ハ30190001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船								
第 8 住 岩 丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	老 岐 開 発 株 式 会 社	8 名	三 浦 貴 臣	3,349㎡	1 回	170,000㎡	6 ㎡	2 6 吋
バ ー ジ 磨 洋	ハ31190001	老 岐 市	4,080 トン	砂採取作業船	住 若 海 運 株 式 会 社							
合 計						26名				700,000㎡		

小川島新北沖採取地位置図

(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

イ、基点より真方位 8 度 07 分へ 8, 969.4m の点。

ロ、イ点より真方位 77 度 00 分へ 2, 200m の点。

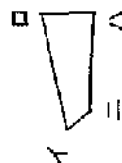
ハ、ロ点より真方位 180 度 00 分へ 1, 000m の点。

ニ、ハ点より真方位 273 度 00 分へ 1, 868.9m の点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

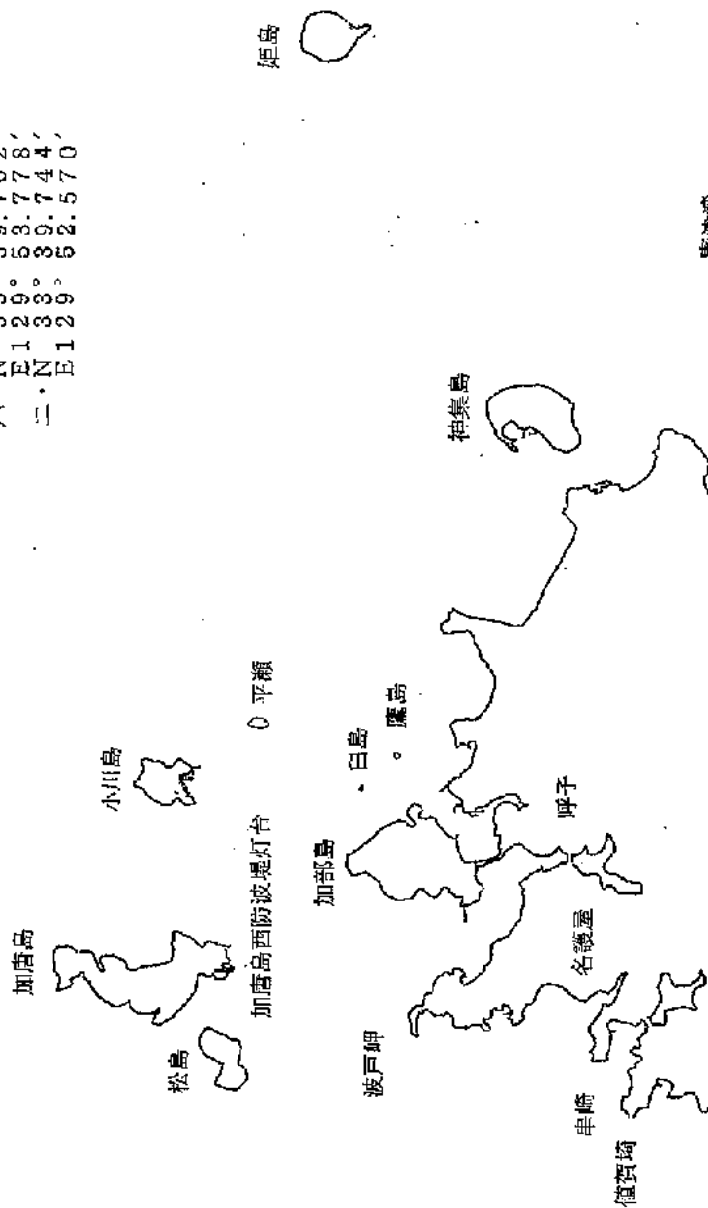
4

烏帽子島



経度・緯度

イ・N	33°	33°	33°	92.388°
ロ・E	133°	33°	33°	92.388°
ハ・N	2123°	33°	33°	92.388°
ニ・E	123°	33°	33°	92.388°
イ・N	33°	33°	33°	92.388°
ロ・E	133°	33°	33°	92.388°
ハ・N	2123°	33°	33°	92.388°
ニ・E	123°	33°	33°	92.388°

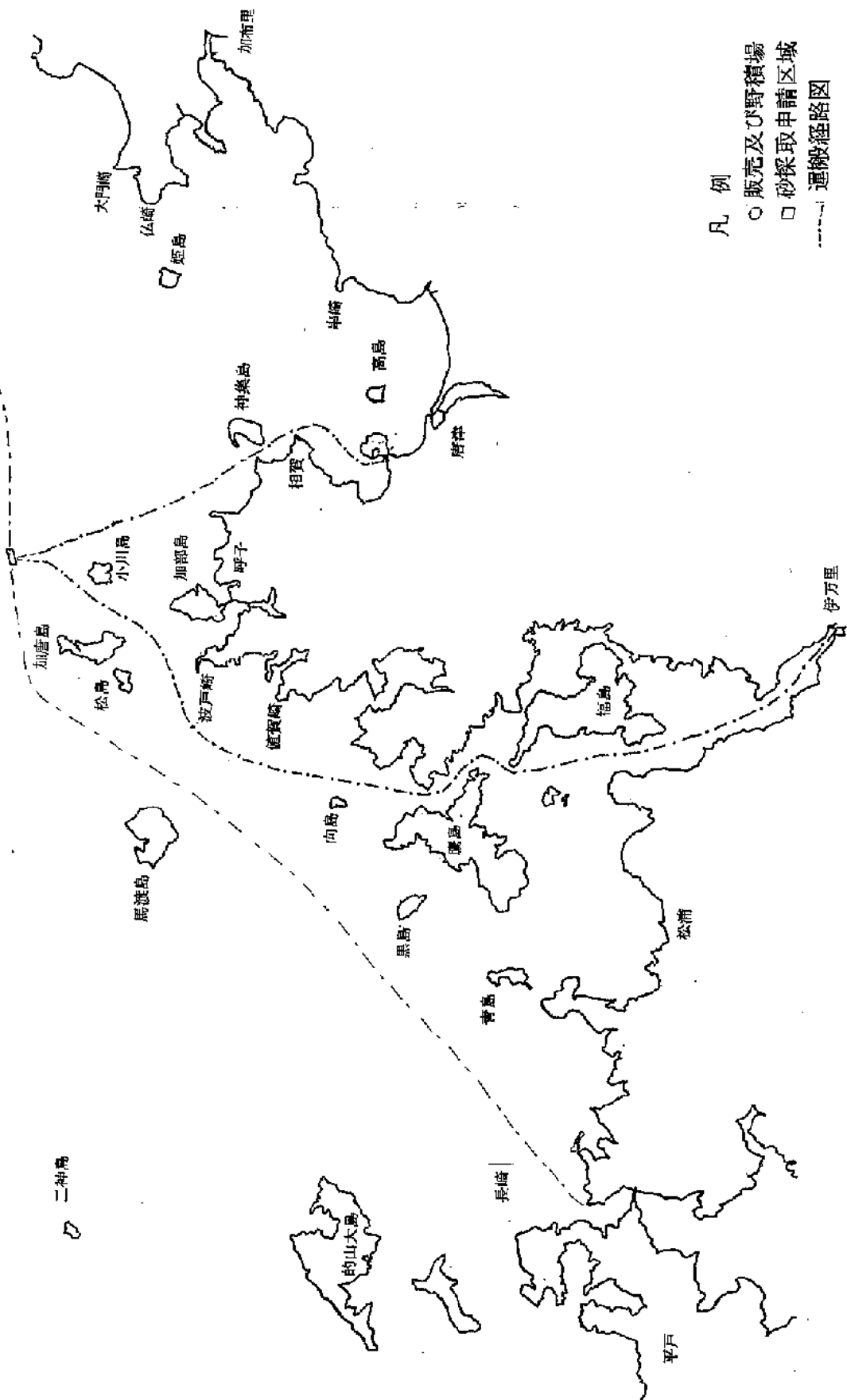


運搬経路見取図 1:200,000

小川島新北沖

鳥帽子島

横瀬・山口
宮崎



凡例

- 販売及び野積場
- 砂採取申請区域
- 運搬経路図

同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦昌雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島新北沖
別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 700,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和7年 1月 1日より令和7年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船舶の総噸規正を疏虞にすること。

令和6年11月22日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233
佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和 正

佐賀県唐津市唐彩石3920

埴形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳 彦

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1
小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光 彦

小川島新北沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：加唐島海西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 8度07分へ8,969.4mの点。
- ロ、イ点より真方位 77度00分へ2,200mの点。
- ハ、ロ点より真方位180度00分へ1,000mの点。
- ニ、ハ点より真方位273度00分へ1,868.9mの点。

イ・ロ・ハ・ニを順次に結んだ区域

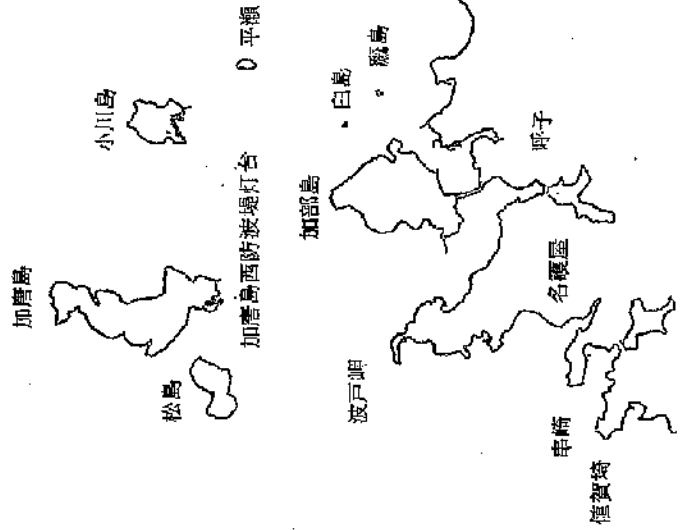


経度・緯度

イ・N 33° 39' 33" E 129° 52' 39"
 ロ・N 33° 39' 33" E 129° 52' 39"
 ハ・N 33° 39' 33" E 129° 52' 39"
 ニ・N 33° 39' 33" E 129° 52' 39"

島帽子島

矩島



河第1333号の5
令和6年11月28日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から、別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無、認可に際しての注意事項等がありましたら、令和6年12月18日（水）までに回答願います。

記

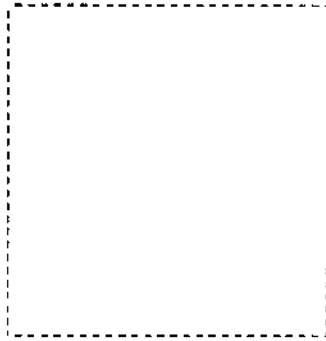
1 申請者

(1) 住 所	唐津市東大島町2番地
(2) 氏名又は名称 (法人は代表者)	唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 旦雄
(3) 登 録 年 月 日	昭和49年12月27日
(4) 登 録 番 号	佐賀第75号

2 申請地

(1) 所在地・面積	唐津市鎮西町 烏渡島沖、 1,000,000平方メートル (詳細別添・採取地位置図参照)
(2) 新規・継続申請の別	継続

(担当) 管理担当
山下 (内線 2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

住所
氏名または名称
及び法人にあっては
その代表者の氏名
生年月日

佐賀県唐津市東大島町 2 番地
唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三 浦 旦 雄

昭和 3 6 年 6 月 1 2 日

登録年月日

昭和 4 9 年 1 2 月 2 7 日

登録番号

佐賀第 7 5 号

(電話番号 0 9 5 5 - 7 3 - 1 5 2 1)

砂利採取法第 1 6 条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

☐ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

5. 0キロメートル（馬渡島沖）

面積

1,000,000 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 10万 立方メートル

3 採取の期間

令和7年 1月 1日から令和7年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回 数	1 回／日
採取船	3 隻
方 式	ポ ン プ 方 式
掘削深	3 メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1)転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2)採取時間

日出から日没迄

(3)汚濁水の処理方法

自然排水

(4)採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

・運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		100,000㎡			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗組員	業務主任者	積載量	日当量	1日採取量	年間採取量	ハット	ポンプ能力
げんかい	第136602号	佐賀県	414 ト	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池 健哉	2,997m	1回	2,997㎡	40,000㎡	8.5㎡	2.6時
バーヂげんかい	△16450002	唐津市	2,950 ト	砂採取作業船									
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 ト	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田 勲 司	2,981m	1回	2,981㎡	50,000㎡	7㎡	2.6時
バーヂ第七げんかい	△30170001	唐津市	3,395 ト	砂採取作業船									
第88住岩丸	第143438号	長崎県	407 ト	砂採取船の押船	岩崎 興 株式会社	8名	三浦 貴 旦	3,349m	1回	3,349㎡	10,000㎡	6㎡	2.6時
バーヂ 慶洋	△31170001	唐津市	4,060 ト	砂採取作業船	住岩 海 運 株式会社								
合 計						26名				9,327㎡	100,000㎡		

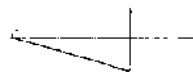
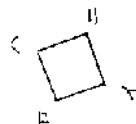
馬渡島沖採取地位地図

(1:100,000)

基点：肥前馬渡島灯台

イ 基点より真方位340度00分〜7,500mの点。
 ロ イ点より真方位340度00分〜1,000mの点。
 ハ ロ点より真方位70度00分〜1,000mの点。
 ニ ハ点より真方位160度00分〜1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



島相子島

緯度・経度	
イ・N	33° 37. 679'
E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
E	129° 44. 716'

加唐島
 松島

小川島

馬渡島
 肥前馬渡島灯台

平瀬

加那島
 日島

肥前馬渡島灯台

波戸岬

土器崎

神集島

串崎

名護屋

恒賀崎

呼子

蔵島

飯屋湾

向島

人島

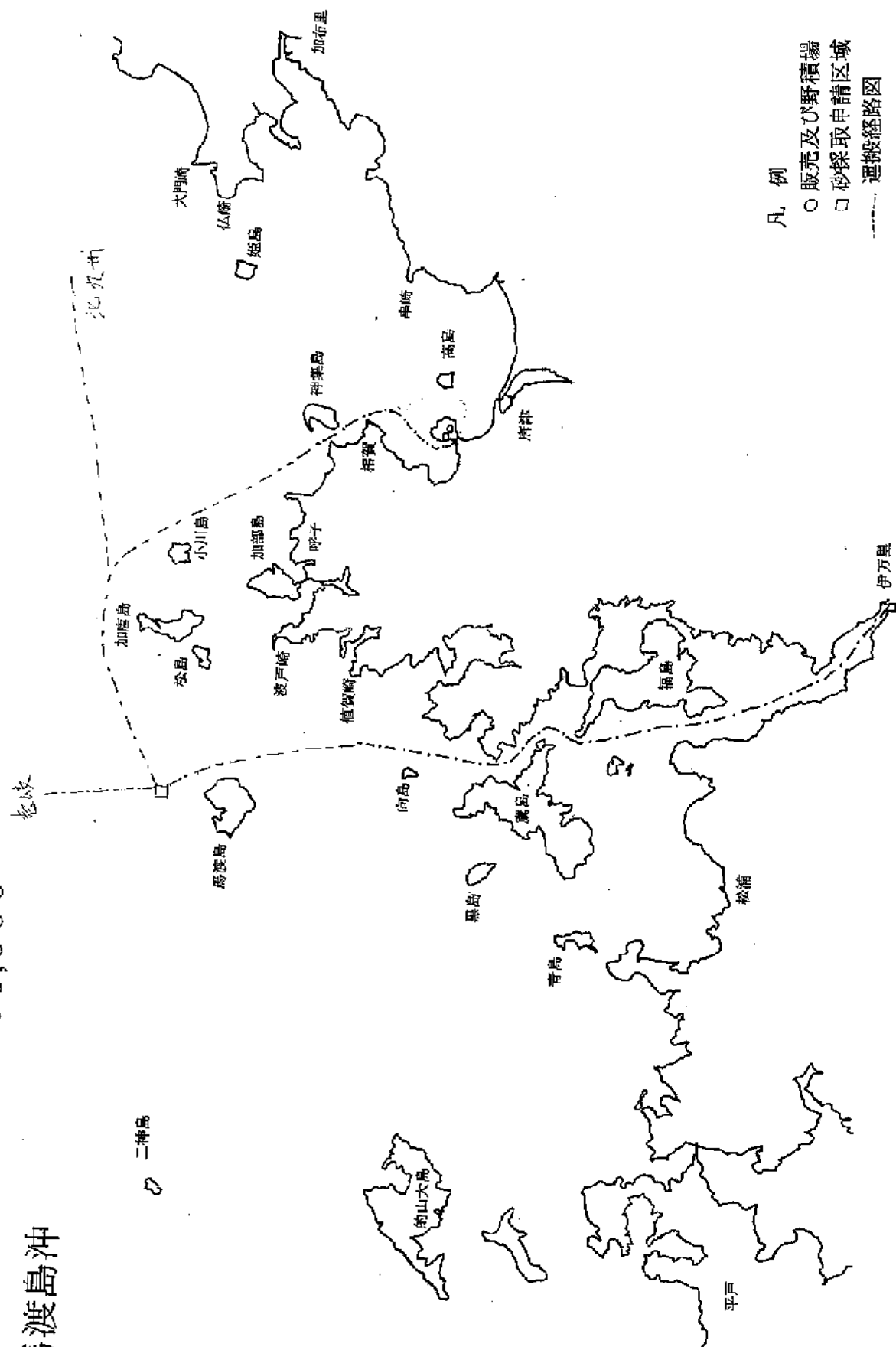
高島

唐津湾

姫島

運搬経路見取図 1:200,000

馬渡島沖



同意書

佐賀県唐津市京大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦旦雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船中で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 100,000 立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和7年 1月 1日より令和7年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実に行うこと。

令和6年11月20日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀文海漁業協同組合

代表理事組合長 川 野 和

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

佐賀県東松浦郡玄海町今村4923番地

外津漁業協同組合

代表理事組合長 加 納 貢

佐賀県東松浦郡玄海町板屋398-5

板屋漁業協同組合

代表理事組合長 牧 元 義

佐賀県唐津市肥前町大浦310-3

大浦浜漁業協同組合

代表理事組合長 坂 口 正

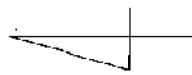
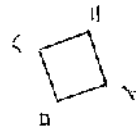
馬渡島沖採取地位地図

(1:100,000)

基点：肥前馬渡島灯台

イ・基点より真方位340度00分〜7,500mの点。
ロ・イ点より真方位340度00分〜1,000mの点。
ハ・ロ点より真方位70度00分〜1,000mの点。
ニ・ハ点より真方位160度00分〜1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



島帽子島

緯度・経度	
イ・N	33° 37. 679'
E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
E	129° 44. 716'

加唐島

小川島

松島



肥前馬渡島灯台

平瀬

加部島

白島

土器崎

波戸岬

呼子

名護屋

宇崎

値賀崎

神集島

飯屋湾

向島

大島

高島

青洲湾

姫島

河第1333号の6
令和6年11月28日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から、別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無、認可に際しての注意事項等がありましたら、令和6年12月18日（水）までに回答願います。

記

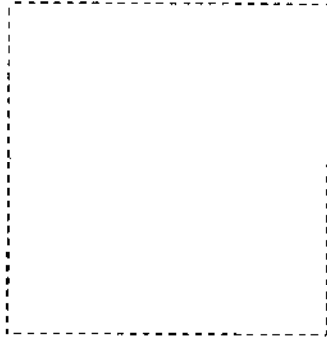
1 申請者

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三浦 且雄 |
| (3) 登録年月日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登録番号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|---|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市呼子町 小川島北東沖
1, 429, 129平方メートル
(詳細別添・採取地位置図参照) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |

(担当) 管理担当 山下（内線 2689）



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和6年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 旦 雄
その代表者の氏名
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

☒ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町 小川島沖

4.0 キロメートル (小川島北東沖)

面積

1,429,129 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類

海砂

(2) 採取予定数量

20万 立方メートル

3 採取の期間

令和7年 1月 1日から令和7年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回／日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3 メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		200,000㎡			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採 取 船 名	船 舶 番 号	船 籍 港	総 ト ン 数	用 途	船 隻 所 有 者	乗 務 員 数	業 務 主 任 者	積 載 量	1 日 採 取 量	年間採取量	バ ン ケ ャ ッ ト	ポンプ能力
げ ん か い	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9 名	菊 池 健 哉	2,997㎡	2,997㎡	80,000㎡	8.5㎡	26時
バー ジ げ ん か い	△16070002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船								
第 七 げ ん か い	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9 名	宮 田 勲 司	2,981㎡	2,981㎡	80,000㎡	7 ㎡	26時
バー ジ 碧 七 げ ん か い	△30170001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船								
第 八 八 住 碧 丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	香 岐 開 発 株 式 会 社	8 名	三 浦 賢 旦	3,349㎡	3,349㎡	40,000㎡	6 ㎡	26時
バー ジ 慶 洋	△31170001	老岐市	4,060 トン	砂採取作業船	住 着 海 運 株 式 会 社							
合 計						26名			9,327㎡	200,000㎡		

小川島北東沖採取地位置図

(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 36度51分へ7,367.4mの点
 - ロ、イ点より真方位 70度00分へ1,430mの点
 - ハ、ロ点より真方位 162度00分へ1,000mの点
 - ニ、ハ点より真方位 250度00分へ1,430mの点
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

経度・緯度

イ・N 33° 38.367'
E 129° 54.447'
ロ・N 33° 38.639'
E 129° 55.313'
ハ・N 33° 38.133'
E 129° 55.540'
ニ・N 33° 37.855'
E 129° 54.653'

烏帽子島



加唐島

小川島

平瀬

加唐島西防波堤灯台

加部島

波戸岬

白島
鷹島
土器崎

神集島

名護屋

串崎

値賀崎



馬渡島

姫島

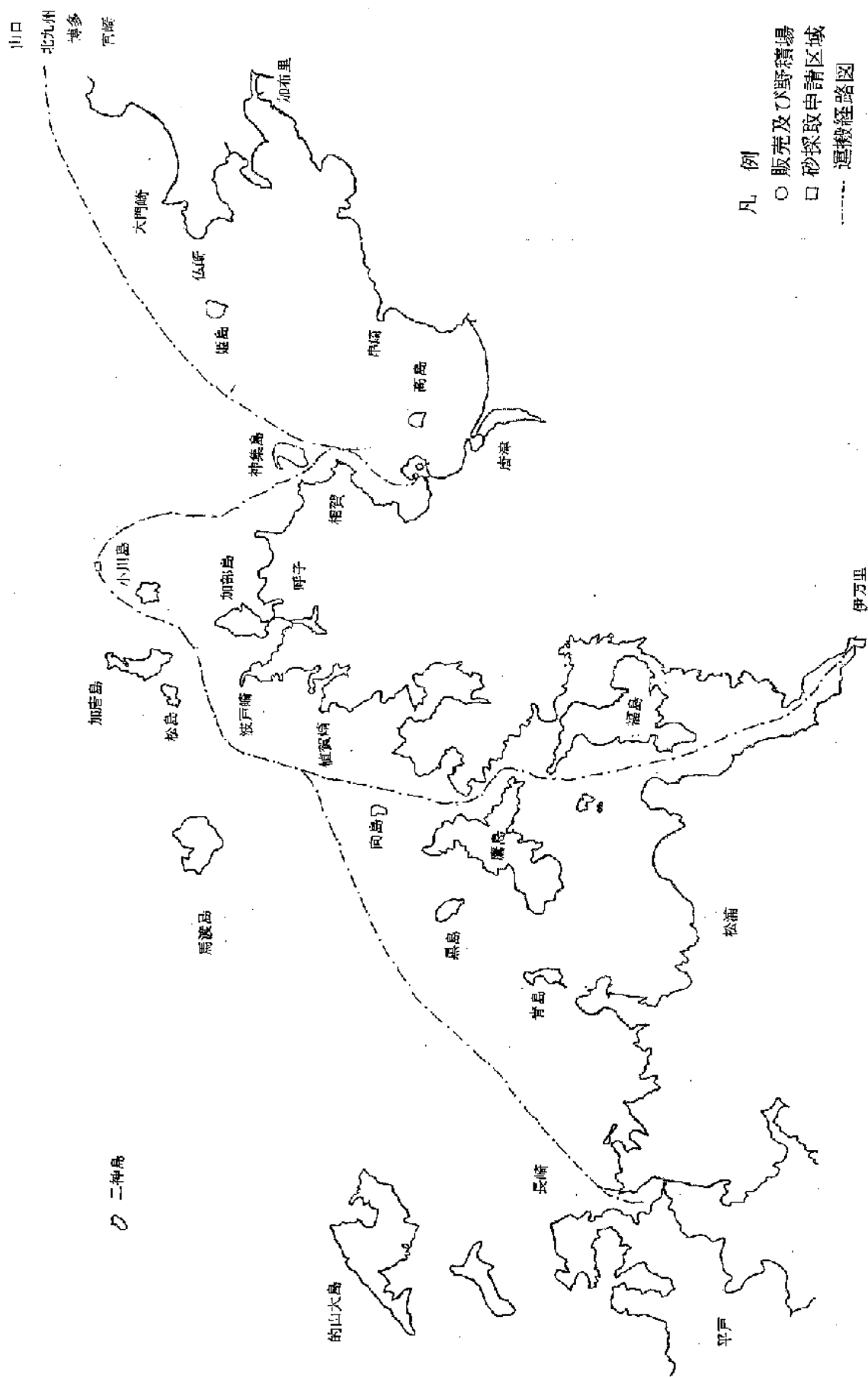


唐津湾

運搬経路見取図 1:200,000

小川島北東沖

鳥羽子島



司意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 二浦日雄に漁業権に支障のない限り、下記の内容により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島北東沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 200,000 立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和7年 1月 1日より令和7年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船舶の統制規正を確実にすること。

令和6年11月20日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

小川島北東沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：加那島港西防波堤灯台

- イ、基点より点方位 36度51分へ7, 367.4mの点
- ロ、イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
- ハ、ロ点より真方位 162度00分へ1, 000mの点。
- ニ、ハ点より真方位 250度00分へ1, 430mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

経度・緯度

イ・N 33° 38.367'
E 129° 54.447'
ロ・N 33° 38.639'
E 129° 55.313'
ハ・N 33° 38.133'
E 129° 55.540'
ニ・N 33° 37.855'
E 129° 54.653'

烏帽子島



加唐島

小川島

松島

加那島西防波堤灯台

平瀬

加部島

波戸岬

白島

鷹島

土器崎

神集島

名護屋

串崎

値賀崎



姫島

